

儀象於西洋書、于時麻田安彰專攻此術、故當時之儀器多資焉、於是乎黃赤之經緯、交食之淺深、至水陸行測之諸儀、莫有所闕者、然後往聖欽若齊政之典、遠西窮理致密之術、大備於我、今日謹按儀象者、闡衆曜旋轉之微、而數理之所申立也、然測度之密、非得合法之儀、則不能也、○下

〔寛政曆書儀象誌〕簡天儀。

元文中、西川正休請所創造也、制僅二重、只結六合四遊之二環、所以有簡易之稱也、寛政中有修曆之議、復修補之、置之於測量臺、謹考其制之所由、蓋出於漢土之渾儀、而渾儀則原璿璣玉衡云、是必古有其法、遭秦火而滅矣、至漢洛下閎始有渾天儀之制、唐李淳風亦新鑄銅造之、其法原璿璣云、是時始有六合三辰四遊之環、趙宋渾儀之式、頗倣其制、按書蔡沈注曰、宋錢樂之鑄銅作渾天儀、衡長八尺、孔徑一寸、璣徑八尺、圓周二丈五尺、強轉而望之、以知日月星辰之所在、即璿璣玉衡之遺法也、歷代以來其法漸密、本朝因之爲儀三重、其在外者曰六合儀、○中次其內曰三辰儀、○中其最在內者曰四遊儀、○下略

〔有徳院殿御實紀附録十五〕公御位のはじめには、御納戸に窺天の器あまたありしかど、みな巧をつくせし玩物のみにて、實用にそなふべきはなかりしかば、御みづから御考索ありて、器物多くつくらせたまひしが、小姓土岐左兵衛佐朝直、浦上彌五左衛門直方等奉りて、紀州の良工加藤金右衛門をめし、さて成島道筑信遍に、書經璿璣玉衡の章を講説し、または假名に譯して授しめらる、かくて金右衛門、曆象の大意をほ、明らめし上に、御みづから御教諭ありて、渾天儀を造らしめらる、その製、高さ八尺にして、革を漆にてかためしかば、晝夜ともに露臺の上におき、雨露にあたりてもやぶる、事なし、此渾天儀の中に入て、天を仰ぎのぞむ時は、日月星の分度さだかに見るべしといへり、ある時、河合久圓成同朋格に、暮の極星と曉の星と相むかひ、角のかたにあるべし、みて參るべしと仰られければ、久圓かの器の中にはひ入て、仰ぎみしに、はたして仰のごと